

「環境回復検討会」設置要綱

1 目的

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成 23 年法律第 110 号）が定められたことを受け、当該事故により放出された放射性物質に係る除染等の措置等に係る事項について検討することを目的として「環境回復検討会」（以下「検討会」という。）を設置する。

2 検討事項

検討会の検討事項は、当該事故により放出された放射性物質に係る除染等の措置等に係る事項とする。

3 検討会の構成

- （１）検討会に、座長を置く。
- （２）座長は、委員の中から事務局が指名する。
- （３）座長は、検討会の議事運営に当たる。
- （４）座長に事故があるときには、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。
- （５）検討会に、専門の事項を検討させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

4 事務

検討会の事務は、環境省水・大気環境局総務課において行う。